

資 料

中華人民共和国における憲政概念をめぐる論争

——韓大元主編『共和国六十年法学論争実録 憲法卷』
(厦門大学出版社, 2009年)——

鄧 聯 繁
松井直之 (訳)

編者の言葉

現在の中国憲法学の基本的な概念である「憲政」という単語は、中国で生まれた概念ではなく、舶来のものである。「憲法」と類似するそれは、西洋から日本を経て中国に至るという伝達経路を辿り、「日本語の漢字を借用して、欧州の単語を翻訳したときに創り出されたものである」⁽¹⁾。梁啓超は、早くも1899年に「各国憲法異同論」において「憲政」を「立憲政治」と定義付けたが、「憲政」という単語が中国の公式の文書において初めて現れたのは、1906年のこと——清朝政府が公布施行した「預備立憲」の上諭のなかで「憲政を模倣して行う」と宣言した——であった⁽²⁾。そこから新中国の成立に至るまで、憲政は政治生活のなかで普遍的な言葉であったが、新中国の成立後、状況が変化したのである。

(1) 林来梵=褚宸舸「中国式『憲政』的概念發展史」政法論壇2009年第3期。

(2) 韓大元『亞洲立憲主義研究』(中国人民公安大学出版社, 1996年)12頁。

1 新中国成立以来の憲政概念の発展と論争の概要

(1) 新中国成立以来の憲政概念の使用状況

中国共産党は、新中国の成立以前から憲政の旗を高く掲げ、新民主主義における憲政の理論と実践について探究してきた。たとえば1940年2月20日、毛沢東は延安での憲政促進会の成立大会において「新民主主義の憲政〔新民主主義的憲政〕」を発表した。しかし、新中国成立以来、国家指導者は「憲政」に対して慎重な態度をとり、重要な講話において基本的に「憲政」という単語を正面から使用することはなかった。もっとも、「憲政」という単語を正面から使用した国家指導者がいなかったわけではない。たとえば1954年9月15日、劉少奇は、第1期全国人民代表大会第1次会議において「中華人民共和国憲法草案に関する報告〔关于中华人民共和国宪法草案的报告〕」を行った際に「憲政」という単語を正面から使用した。また2005年3月9日、2008年3月8日、呉邦国は、第11期全国人民代表大会において「全国人民代表大会常務委員会活動報告」を行った際に「憲政」という単語を正面から使用した。

国家指導者が基本的には「憲政」という単語を使用しなかったことに合わせて、1990年代以前、「憲政」という単語は、学术界においても冷遇されていた。童兆洪、呂雪梅が編集した『1949-1984法学論文目録集』の「法学基礎理論」篇と「憲法」篇によると、表題に「憲政」という単語を含む論文は収録されていなかった⁽³⁾。

新中国最初の憲法、すなわち1954年憲法は、中国の民主的な法治建設に大きな希望をもたらしたが、この前後に起きた2回の大規模な政治運動——法律界を主な対象とした司法改革運動と反右派闘争——が拡大し、法学界と政治学界に激しく押し寄せた。このような状況のもと、1950年代、60年代の『政法研

(3) 「憲法」篇には中国大陆での憲法に関する中国語論文1234件が収録されており、そのうち表題に「憲法」という単語を含む論文は500件であった(童兆洪=呂雪梅編『1949-1984法学論文目録集』(浙江人民出版社, 1984年) 93-166頁参照)。

(4) 本誌は、1954年に創刊し、中国政治法律学界(当時)が主宰した。1966年に停刊し、1979年に復刊して『法学研究』に改名した。1954年に4回発行し、1955年から1960年までは毎年6回発行し、1961年と1962年に毎年4回発行し、1966年に2回発行した。合計50回発行し、740件の文章が掲載された。

究』⁽⁴⁾、『華東政法学報』⁽⁵⁾、『中南政法学院学報』⁽⁶⁾が表題に「憲政」という単語を含む文章を掲載しなかったことは理解に難しくなく、わずか7件の文章が本文に「憲政」という単語を含んでいた。この7件の文章とは、(1)董必武「祝『政法研究』創刊——発刊の辞に代えて〔祝(政法研究)創刊——代发刊詞〕」『政法研究』1954年第1期(創刊号)、(2)張晋藩「胡適の憲法問題に関するでたらめを批判する〔批判胡适关于宪法问题的胡说〕」『政法研究』1955年第4期、(3)金黙生「わが国憲法の幾つかの書籍における若干の問題に関する議論について〔就有关我国宪法的几本书中若干问题的商榷〕」『政法研究』1956年第1期、(4)張晋藩「胡適の国家問題に関する幾つかの謬説を批判する〔批判胡适关于国家问题的几种谬说〕」『政法研究』1956年第2期、(5)許崇徳「レーニンによるブルジョア階級憲法に対する批判〔列宁对资产阶级宪法的批判〕」『政法研究』1963年第4期、(6)何海晏「王造時の反党反社会主義活動の思想的基礎〔王造时反党反社会主义活动的思想基础〕」『華東政法学報』1958年第3期、(7)孫光才「右派分子・羅輝の反動的たかり訴訟“綱領”に反論する〔驳斥右派分子罗辉的反动诉棍“纲领”〕」『中南政法学院学報』1958年第3期である。

このように学者は1950年代と60年代に「憲政」について言及することが少なかったが、決して無いわけではなかった。たとえば、中国人民による民主的な憲政の獲得を総括して得た教訓から、樓邦彦は、真の憲政とはプロレタリア階級が武装闘争と統一戦線を通じて革命によって最終的に手に入れたものを必要としている、と考へ⁽⁷⁾、李光燦は、ブルジョア階級の階級の本質の分析を通じ、ブルジョア階級の「三権分立」原則と「憲政主義」原則が形式に過ぎず、その目的は労働人民を愚弄し、ブルジョア階級の政権を強固にすることにある、と考へた⁽⁸⁾。王向明は、「中華人民共和国選挙法の人民民主主義の本質」

(5) 本誌は、1956年に創刊し、華東政法学院(当時)が主宰した。1958年に停刊し、1980年に復刊して『法学』に改名した。1956年に3回発行し、1957年に6回発行し、1958年に9回発行した。合計18回発行し、393件の文章が掲載された。

(6) 本誌は、1957年に創刊し、中南政法学院(当時)が主宰した。1957年に2回発行し、1958年に1回発行した。合計3回発行し、43件の文章が掲載された。

(7) 樓邦彦『中華人民共和国憲法基本知識』(新知識出版社、1955年)22-23頁。

(8) 李光燦『学習理論聯系實際的中華人民共和国憲法』(湖北出版社、1955年)

において、「人民大革命を行う」こと、「帝国主義、封建主義、官僚主義の反動統治を打倒する」ことが「真の民主的な憲政を実現する」先決条件であるとし、「新民主主義すなわち人民民主主義の国家」の成立が真の「人民民主的な憲政」を実現する「政治的前提」であるとした⁽⁹⁾。そして張晋藩、郝正宇、孫丙珠は、「旧中国憲政運動史について」において、国民党政権のいわゆる「憲政」が実質的にはファシズムの一党独裁であり、それは人民が求める憲政とは根本的に異なるものである、と指摘した⁽¹⁰⁾。また張天保は、「清末の『預備立憲』」において、「封建買弁階級は、憲法問題において二股をかけていた」と解したのである⁽¹¹⁾。

1966年から1976年までの「文化大革命」は中国に深刻な災難をもたらし、名目的なものとされてきた1954年憲法はただの紙切れとなり、新中国における憲法学も停止することになり、「憲政」は基本的に語られることがなくなった。

改革開放以降、法学、政治学などの社会科学は、不安定な時期の影から離れ始め、回復し発展する時期に入った。改革開放は、国民の民主と法治に対する強い想いを奮い立たせ、ひた隠しにされてきた「憲政」は、人々の視野に再び戻り、1990年代以降の学術研究における理論的な関心事となった。21世紀初頭、「憲政」という単語の使用は「黄金期」に入り、その使用頻度は劇的に高まったのである。

(2) 新中国成立以降の憲政概念の発展状況

新中国成立から60年間の憲政概念の発展を振り返ると、以下の結論を得ることができる。

第一に、60年の間に憲政概念は、多くの曲折を経てきた。憲政という単語は、清末期及び民国期には朝野で普遍的に使用されていたが、新中国成立後30年間は基本的には放置され、改革開放後に徐々に学者により広く議論されるようになってきたというように、決して順風満帆ではなかった。今日に至っても、「憲政」という単語は、相変わらず現代中国における主流の政治的言語ではないのである。

27-28頁。

(9) 王向明「中華人民共和国選挙法の人民民主主義本質」教学与研究1953年第3期。

(10) 張晋藩=郝正宇=孫丙珠「旧中国憲政運動史話」中国青年1954年第19期。

(11) 張天保「清末的“預備立憲”」歴史教学1966年第2期。

第二に、60年の間、とりわけ1990年代以降、憲政概念に言及する業績は多数にのぼるが、憲政概念について専門的に議論する業績は少なく、大多数の学者は「憲政」を説明する必要のない自明の概念であるとしてきた。これは、一方で学者が「憲政」について最小限の共通認識を有していることを物語っているが、他方で憲政概念に関する研究が深く掘り下げられていないことや緻密でないことを反映しており、わが国の憲政理論と実践の発展のためにはならないのである。

第三に、60年の間に、憲政概念を含む憲政に関する問題を議論する学者が増えてきた。憲法学界に限らず、法制史学者、法理学者、行政法学者が憲政概念を使用し、憲政に関する問題について詳しく議論し、また、刑法学者、経済法学者、訴訟法学者なども憲政に関連する成果を続々と執筆している。たとえば、刑法学者である劉樹徳博士は、『憲政レベルの刑法思考〔宪政维度的刑法思考〕』（法律出版社、2002年）、『憲政レベルの刑法新思考（宪政维度的刑法新思考）』（北京大学出版社、2005年）といった専門書を出版している。さらには法学界が「憲政」に強い関心を向けているだけでなく、政治学、管理学、史学などの領域でも学者が「憲政」をめぐる著書や論文を執筆しているのである⁽¹²⁾。

第四に、60年の間に、学者の憲政概念に関する認識は革命指導者の影響から徐々に抜け出し、学術的な自主性が明らかに強くなってきた。毛沢東は、『新民主主義の憲政〔新民主主义的宪政〕』において、次のように指摘している。

憲政とは何か。民主的な政治のことである。

世界のこれまでの憲政では、イギリス、フランス、アメリカであろうと、或いはソ連であろうと、すべて革命が成功し、民主が事実となり、根本法を公布し、それが承認されてきた。根本法とは憲法のことである⁽¹³⁾。

毛沢東による「憲政とは、すなわち民主政治である」という有名な命題は、

(12) 筆者は、2009年5月13日に国家図書館所蔵の博士学位論文について集計を行い、題名に「憲政」が含まれる博士学位論文が79篇あることが分かった。論文の数が多いのは、次の4つの学科である。憲法学と行政法学には31篇あり、全体の39.2%を占める。政治学理論には10篇あり、全体の12.7%を占める。中国近現代史には7篇あり、全体の8.9%を占める。法制史には6編あり、全体の7.6%を占める。

(13) 『毛沢東選集（第2巻）』（人民出版社、1991年）732、735頁。

1990年以前の「憲政」という単語の意味内容を主導してきただけでなく、1990年以降も学界の「憲政」概念の認識に大きく影響している。しかしながら、学者による議論が深まるにつれて、「憲政とは、すなわち民主政治である」という観点は、最早「一世に秀でたもの」ではなくなり、多くの学者は、憲政とは実質的に民主に対する一種の制限であると遠慮なく述べるようになってきているのである（傍点訳者）。

第五に、60年の間に、憲政概念と憲政に関する問題を議論する視点が徐々に豊かになってきた。学者は、長い間、政治の視点から憲政を取り扱い、憲政を立憲政体、立憲政府、立憲政治とみなしてきた。しかしその後、学者のなかには経済、文化、宗教などの視点から憲政を分析する者が現れた。たとえば「経済憲政」という命題が提起されている。経済憲政とは、国家が経済の自由秩序を実現するため、経済的な行動をする際に遵守しなければならない根本的な規範であり、国家の経済的な行動に対する「絶対的な命令」⁽¹⁴⁾なのである。

第六に、60年の間に、我々は多くの憲政理論を参考にして吸収しつつも、全面的に取り入れるのではなく、中国化した憲政概念を少しずつ形成してきた。我々は、1990年代に多くの憲政に関する文献を翻訳してきた。そのなかでも梁治平と賀衛方が編集し、生活・読書・新知三聯書店から出版された『憲政叢書』の影響は、広範かつ深遠なものであった。そして学者は、国外の憲政理論を学習すると同時に、中国の歴史と現実を結び付けて新たな観点を提起した。たとえば杜鋼建は、「儒家仁学憲政主義」という概念を提起し、人権に基づき憲法を制定し、良き憲法に基づき法律を制定し、仁憲観・義憲観・礼憲観・智憲観・信憲観という儒家が講じた憲礼の5つの基本的な観点を強調した。「仁憲観は、憲法とは自由、人権を保障する根本法であることを強調することに重きを置く」。「義憲観は、憲法とは民の基準であることを強調することに重きを置く」。「礼憲観は、政府の行為を制約する有効な仕組みを探索し強化することを主張する」。「智憲観は、憲法の合理性を強調することに重きを置く」。「信憲観は、憲法の制定と執行が人権保障の原則に忠実であり、政府による人権侵害を厳重に防止することに重きを置く」。「仁義礼智信の憲政主義の原則は、人権を興し、公正であり、筋が通り、理に適い、忠実であることを要求するのである」⁽¹⁵⁾。

(14) 単飛躍「経済憲政——一個憲政新命題の提出」湖湘論壇2005年第3期。

(15) 杜鋼建「儒家仁学憲政主義之我見」太平洋学報2008年第4期。

第七に、60年の間に、憲政概念に関する議論提起が増えてきた。たとえば、張千帆によると「憲政」は、大小の概念に分けられるようである。「『大憲政』とは、実践のなかの憲法であり、すべての実践により得られた憲法制度を包括するものである」。「『小憲政』とは、大憲政により体现された最高形式を専ら指す」。すなわち「憲法が解釈機関を通じて法律を制御することである」。「小憲政は大憲政の一部分なのである」⁽¹⁶⁾。また朱福恵は、形式的な意味と実質的な意味の2つの側面から「憲政」を分析すべきである、と主張する。形式的意味の憲政とは、「憲法を制定し憲法を実施する政治形態であり、憲法の内容と憲法実施に関する保障の仕組みが自然法の原理に合致するか否かは問わない」ものである。実質の意味の憲政とは、「政府の権力を制限し人権を保障する憲法を制定し、このような憲法の実施を保障することで憲法政治を構成する政治形態」を指す。前者に基づくと、憲法を有することが憲政なのである。これに対し、後者に基づくと、憲法を有することは必ずしも憲政ではないのである⁽¹⁷⁾。さらに徐亜文は、新たな学術概念として、「手続的憲政」を提起している。彼は、「民主政治の制度化、規範化、手続化が、手続的憲政の最終目標であり」、「正当な手続を原則とする憲政の構築と憲政原理を構成内容とする手続的法治」が「手続的憲政」の基本的内容であると考えているのである⁽¹⁸⁾。

第八に、60年の間に、学者は異なる方法を用いて、憲政概念を分析してきた。「定義法」と「要素法」が2つの主要な方法である。「定義法」の典型的な特徴は、「憲政とは……である」と表現することである。これに対し、「要素法」は、憲政を1つの体系とみなし、その構成要素を明らかにすることに重きを置く。当然「定義法」と「要素法」は、対立的なものではなく、火と水のような関係ではない。学者は、常にこれらを総合的に使用しているのである。

(3) 新中国成立以降の憲政概念に関する論争

学術的な論争は、学術が発展するための重要な推進力である。60年間の憲政概念に関する論争には、次のような特徴がある。

第一に、大規模な相互交流的な論争は、おそらく2004年から2008年に至る憲政概念の存廃に関するものである。当然、小規模で一方向的な論争は少なくなかった。2004年から2008年に至る憲政概念の存廃に関する論争は、主に法学界

(16) 張千帆ほか『憲政、法治与經濟發展』(北京大学出版社、2004年)21頁。

(17) 朱福恵「憲政及其中国特色」法学2008年第4期。

(18) 徐亜文=廖奕「政治文明与程序憲政」法学評論2004年第3期。

と政治学界の間に生じたもので、双方の論争は激しく、一部の言葉には敵意がこもっていた。

第二に、論争の性質からみると、学術的な論争に限定されていたが、一定の政治的要素や政治的影響を否定することはできなかった。周葉中は、21世紀初頭に「憲政中国」は間違っていると明確に主張し、或る政治学者は、2004年以降、憲政概念を使用し続けることに反対している——「憲政概念不要論」と称することができる⁽¹⁹⁾。いわゆる「憲政概念不要論」は、現在の中国の現実的な環境のもとで「憲政」という概念を使用することに疑問を呈し、或いは反対しているのであって、一つの独立した理論流派或いは理論体系になっているのではない。「憲政」概念に対する理解が異なることから、こうした否定的な観点を有する論者の立場と主張は同じではなく、すべての「憲政概念不要論」者が「憲政」の実質的意味に反対しているわけではないのである。北京大学法学院の教員が主宰する「憲政知識ネット〔宪政知识网〕」と「世界憲政ネット〔世界宪政网〕」、中国人民大学法学院と武漢大学法学院がそれぞれ主宰する「中国憲政ネット〔中国宪政网〕」と「憲政中国ネット〔宪政中国网〕」、そして北京大学出版社が出版する「憲政論叢」は、以前と変わりがなく続いており、また、学術定期行物において憲政問題について討論する論文も珍しくなくなっている。

第三に、法学界の憲政概念に関する論争は、憲政の属性、価値、内容、形式、実質など多方面にわたっているが、時期により重点が異なっている。1950年代、論争は「反駁することを主とする」「一方的な」状況を呈していた。ここでは、新民主主義憲政論者が絶対的優位を占め、彼らが反駁する対象は、清朝、北洋軍閥、蒋介石政権及び西側ブルジョア階級の憲政学説と実践であった。1990年代以降、学者による憲政概念の論争は、主に憲政の要素に集中していった。

こうした60年間の憲政概念に関する論争の特徴に基づき、以下では、法学界における憲政概念の要素に関する論争、そして法学界と政治学界の憲政概念の存廃に関する論争に重点を置いて紹介していく。

(19) 別の表現を採用する学者もいる。「憲政否定論」、「憲政提唱不可能論〔不可提宪政论〕」、「憲政概念廃止論」などである。

2 憲政概念の基本的な系譜

憲政は、人権保障、民主的な政治、制限された政府と法治といった憲政の基本理念を表す文言と比べると多義的な文言である。中国憲法学は、憲政の意味について少なくとも次のように解している。すなわち、第一に民主的な政治であり、第二に立憲政府であり、第三に立憲政治であり、第四に憲治であり、第五に立憲主義であり、第六に憲法を以って国を治めること〔以憲治国〕であり、第七に憲法に従い国を治めること〔依憲治国〕である⁽²⁰⁾。実際のところ、憲政の意味は、これら7つにとどまらない。ここでは、要素論を座標軸に据えて憲政概念の系譜を構築し、典型的な憲政概念を提示するなかで関連する論争を紹介していく。なお、要素論の間に存在する違いも一つの論争とみなすことができよう。

(1) 一要素の憲政概念

第一に、憲法政治論である。これは、憲法という視点から憲政を捉えるものであり、大まかにいうと「憲法政治」である。張慶福と董和平は、それぞれ「憲政とは、憲法政治であり、憲法に基づき国家を統治することである」⁽²¹⁾、「いわゆる憲政とは、憲法政治のことである」⁽²²⁾と述べている。ここで「立憲」という視点に立つと、憲政とは、立憲政体、立憲政府、立憲政治ということになる。また、「施憲」あるいは「行憲」という視点に立つと、憲政は、憲法の実施或いは実現とみなされ、動態的な憲法、行動のなかの憲法、活きた憲法ということになる⁽²³⁾。

第二に、民主政治論である。毛沢東による「憲政とは、すなわち民主政治である」という古典的な定義は、1980年代の中国の学界において支配的な地位にあった。憲法学者による「憲政」に関する論争は、この定義に対する疑問から

(20) 呉新平「全球化背景下的憲政民主」張慶福主編『憲政論叢 第4巻』（法律出版社、2004年）。

(21) 張慶福「憲法与憲政」許崇徳『憲法与民主政治』（中国檢察出版社、1994年）。

(22) 董和平「关于憲政概念的再認識」法制日報2003年4月3日第9面。

(23) 李龍『憲法基礎理論』（武漢大学出版社、1999年）144頁、同主編『西方憲法思想史』（高等教育出版社、2004年）4頁。

始まった。たとえば、陳端洪は次のように指摘する。憲政主義と民主論は容易に間違われるが、実際のところ両者の差異は明らかである。憲政主義は人間性について悲観的な態度を有し、決定内容の合法性に関心を持つが、民主は人民の選択を信じ、決定手続に重きを置く⁽²⁴⁾。そして、鄒平学は次のように解する。憲政と民主政治は必然的な関係にはなく、憲政と法治は双子の関係にある。もっとも憲政が存在することで、民主は生成し発展しやすくなるのである⁽²⁵⁾。さらに焦洪昌は、「民主政治と憲政には一定の関連性がある」ことを認めるが、民主と憲政には重大な違いがあり、民主政治は「憲政の本質的内容と特徴を示すことができない」と考える⁽²⁶⁾。陳永鴻は、「憲政とは、すなわち民主政治である」という命題の具体的な歴史的意味の分析を通じて、次のような結論を得ている。「民主政治の運用を憲政から説明すると、民主政治の成立は難しくなる」。彼は、学術上の基本原理、論理と歴史の3つの視点から、民主政治と憲政は「それぞれ意味が異なる概念である」ことを論証したのである⁽²⁷⁾。

第三に、自由政治論である。自由政治論とは、自由から憲政を解説しようとする傾向にあり、杜鋼建が代表的な人物である。彼は、次のように述べている。

憲政の本質は、自由を実現することである。憲政に関する問題が近代史において提起されたのは、もともと自由を保障するためであった。民主は憲政の直接的な目標ではなく、憲政の目標は自由である⁽²⁸⁾。

王怡也は、憲政の核心的価値とは自由であって民主ではなく、「『憲政とは民主的な政治である』という見解は憲法に対する誤解である」と解する⁽²⁹⁾。このほかにも、憲政の目的とは自由であり⁽³⁰⁾、立脚点は自由主義にある⁽³¹⁾と解

(24) 陳端洪「憲政初論」比較法研究1992年第4期。

(25) 鄒平学「中国憲政建設論要」法学2003年第11期。

(26) 焦洪昌『憲法学 第2版』（北京大学出版社、2006年）42、44頁。

(27) 陳永鴻『論憲政与政治文明』（人民出版社、2006年）13-14頁。

(28) 杜鋼建「新憲政主義与政治体制改革」浙江学刊1993年第1期。

(29) 王怡『憲政主義——觀念与制度的轉捩』（山東人民出版社、2006年）4頁。

(30) 陸幸福「憲政解析」文正邦主編『憲法与行政法論壇 第1輯』（中国檢察出版社、2004年）39頁。

(31) 季衛東「秩序の正当性——再論法治与民主的關係」中国社会科学文摘2003年第2期。

する者がいる。これに対し、自由を高く評価することに同意しない者もある。「杜鋼建の視点は非常に斬新で独特であるが、彼は憲政の核心から民主を斥け、自由を高く評価することが憲政の最も重要な目標であるとしている」⁽³²⁾。この他に、自由主義的憲政観に対して疑問を呈しているのは、唐忠民である。彼は、民主を堅持することが憲政の核心的価値であると主張し、民主が大多数の人民の利益を最も体现することができ、大多数の人民の権利を最も守ることができる、と解している⁽³³⁾。

第四に、法治論である。文正邦は、「現代の法治は憲政と同一の意味である」と解し⁽³⁴⁾、張千帆は、憲政と法治は本質的に全く異なる点がないと解する⁽³⁵⁾。李龍は、次のように指摘している。

法学家からみれば、法治と憲政は、2つの分けることのできない概念であり、2つの同義語であり、2つの同心円であるということができる。それらは、浸透しあい、促しあい、補いあい、融合しあうのである。法治という視点からみると、憲政とは、法治の最高の表現形式である。憲政という視点からみると、法治とは、憲政を実現するための基本原則と方法である。実際のところ、法治は、国を治める理念、モデル、方策であるばかりか、国を治める体制、メカニズム、方法でもある。前者についていうと、法治と憲政は完全に一致している。このため、憲法学者はその著作において法治に関する問題について言及しないものではなく、法治について講じない憲法理論はなく、さらに法治について講じない憲法実践はないということができるのである⁽³⁶⁾。

もっとも謝維雁は、法治を以って憲政を定義付けることに対して、保留の態度を示している。すなわち、一方で法治は、憲政に対する価値判断にすぎず、憲政の現実の状態に対する客観的な判断基準ではない。他方で法治は、政治学或いは法学において、独立した普遍的な意味を有する内容が安定した概念であり、法治を以って憲政を定義付けることは、憲政概念自体の独立性を取り除

(32) 商継政「憲政芻議」陰山学刊2000年第9期。

(33) 唐忠民「自由主義憲政観評析——兼論憲政的核心価値」現代法学2008年第1期。

(34) 文正邦主編『走向21世紀的中国法学』（重慶出版社、1993年）180頁。

(35) 張ほか、前掲註（16）、前言2-3頁。

(36) 李龍主編『西方憲法思想史』（高等教育出版社、2004年）4-5頁。

き、現実とは合致しないのである⁽³⁷⁾。

第五に、権力制約論である。陳端洪は、憲政とは政府を制限することである、と主張する⁽³⁸⁾。汪進元も「憲政」を「権力を制限する政治」と定義付けている⁽³⁹⁾。そして鄒平学は、憲政の本来の意味は「憲法を以って権力を合理的に分配し制約すること」と把握すべきであると主張する⁽⁴⁰⁾。呉伝毅も、「憲政とは、憲法と法律によって規範化された公共的な権力のこと、或いは、専横な公共権力を憲法と法律の規範に合わせることである」と解する⁽⁴¹⁾。こうした権力制約論に対して、徐国利は、基本的には肯定できるが、憲政の実質的内容を示しているだけであり、憲政の目的と形式的特徴を示していないと批判している⁽⁴²⁾。

(2) 二要素の憲政概念

「憲法＋民主」は、影響力のある二要素論である。許崇徳は、毛沢東の「憲政」に対する解釈は実質的な側面を基点とするものであり、「さらに形式的な要件を加えると、憲政とは、憲法を実施する民主政治となるはずである」と指摘する⁽⁴³⁾。彼は、「憲政とは、憲法に基づき実行される民主政治である」とも述べている⁽⁴⁴⁾。梁忠前は、「憲政」を憲法規範に基づき実践する民主政治である、と定義する⁽⁴⁵⁾。類似する視点を有するものとしては、「憲政とは、憲法に適應する真の民主的政治形態である」⁽⁴⁶⁾、「憲法とは憲治、すなわち憲法に由来する民主政治を指す」⁽⁴⁷⁾がある。

(37) 謝維雁「論憲政的平衡性」四川師範大学学报（社会科学版）2002年第2期。

(38) 陳、前掲註（24）。

(39) 汪進元「政治文明与憲政的關係」中国法学2003年第6期。

(40) 鄒、前掲註（25）。

(41) 呉伝毅「憲政視野中的民主政治」法学雜誌2006年第1期。

(42) 徐国利「憲政概念考源与辨析」河北法学2005年第6期。

(43) 許崇徳「社会主義憲政的不平凡歷程——新中国第一部憲法頒布40周年紀念」中国法学1994年第5期。

(44) 許崇徳「憲政詞辨」法学雜誌2008年第2期。

(45) 梁忠前「憲法・憲政・法治・憲法關係——兼与楊海坤、朱進先生商榷」江南社会学院学报2007年第2期。

(46) 劉惊海「憲法、憲政、憲政精神——对憲法学研究对象的認識」吉林大学社会科学学报1989年第1期。

(47) 郝鉄川「儒学与当代西方憲政文化」比較法研究1992年第2・3期。

「憲法+民主」と同様に影響力のある二要素論は、「国家権力の規範化+公民の権利の保障」であり、20世紀末から21世紀初めに流行した。徐国利は、「憲政とは、憲法により国家権力を統制することを通じて、個人の権利と自由を保障する観念、制度及び政治実践であり、通常、政府の制限、法治と権力の分立均衡といった特定の権力統制手段と関係を有する」と解する。これに対し、蔣伝光、李乾宝は、3つの点から権力制約・権利保障論に批判を加える。第一に、「西側中心主義」の色彩が染み込んでいる。第二に、1970年代以降、西側モデルの憲政理論と実践が西側国家と第三世界の国家に困難な状況をもたらしたことから、人々の西側の憲政理論と実践に対する疑いが濃くなっている。第三に、単純に憲政の定義を三権分立或いは政府の制限とすることは、憲政の全貌を揺るがすことになる⁽⁴⁸⁾。

二要素論には、別の組み合わせのものもみられる。たとえば龔祥瑞は、「民主と法制を結び付けて、政権組織を構成することを憲政という」と解する⁽⁴⁹⁾。また董和平は、憲政には憲治と民治という2つの要素があると解している。憲治とは、憲政の状態を形成する外在規定性を指し、民治とは、憲政の状態を構成する内在規定性を指すのである⁽⁵⁰⁾。

(3) 三要素の憲政概念

三要素論は、「憲政」の要素に関する定義のなかで重要な地位を占めている。現在、わが国の学界における「憲政」の要素に関する理論は、三要素説の影響を大きく受けているのである。

三要素説の典型は、「民主+法治+人権」である。李步雲がこの説の創始者であるとされている。彼は、1993年7月に発表した「憲政と中国」のなかで、次のように述べている。

憲政とは、国家が現代文明を十分に体现している憲法に基づき統治を行うことであり、民主的な原則と制度を実現することを主な内容とし、法治を厳格に実行することを基本的な特徴とし、幅広く人権を充分に実現することを目的とする政治制度である。

それは、「憲政」の定義を構成する3つの基本要素——民主、法治、人権

(48) 蔣伝光=李乾宝「憲政価値的理論邏輯」学術界2007年第2期。

(49) 龔祥瑞『比較憲法与行政法』(法律出版社, 2003年) 5頁。

(50) 董和平「憲政問題研究」法学家2008年第2期。

をそれぞれ「憲政」の基礎、主要条件、目的とし、「憲政」の第一、第二、第三の要素としている⁽⁵¹⁾。

郭道暉も、「民主」、「法治」、「人権」の3つから憲政を定義付け、次のように述べている。

憲政とは、民主政治と法治を実現することを原則とし、人民の権力と公民の権利を保障することを目的とし、憲法を制定し（立憲）、憲法を実施し（行憲）、憲法を守り（護憲）、憲法を發展させる（修憲）という政治行為の運営過程である⁽⁵²⁾。

もっとも程燎原は、「民主+法治+人権」の三要素論に否定的である。その主な理由は、次のとおりである。「憲政」と「民主」、「法治」、「人権」の趣旨、意図、制度構造、運用規則は同じであるが、それらの間に包摂関係が存在するとは限らない。後三者を「憲政」のなかに置いてその重要な意義を説明することは、おそらく民主理論、人権学説、法治原理と憲政主義のそれぞれの發展に影響を及ぼすだろう⁽⁵³⁾。

三要素論には、別の組み合わせもある。たとえば範進学は、「自由、民主そして法治が憲政の基礎的要素を構成する」が、そのうち「自由は憲政の理想・目標であり」、「民主は憲政の前提・必要条件であり」、「法治は憲政の制度的枠組・構造である」と述べている⁽⁵⁴⁾。

（4）四要素の憲政概念

「憲法・制憲・立憲+民主+法治+人権」の四要素論は、現在の学界の主流的地位を占め、三要素論を發展させたものである。李龍、周葉中は、「憲政とは、憲法を前提とし、民主政治を核心とし、法治を基盤とし、人権の保障を目的とする政治形態或いは政治過程である」とする⁽⁵⁵⁾。そして韓大元は、「制憲は憲政の基本的前提であり」、「民主は憲政が發展するための積極的な参加者であり内在的な動力であり」、「法治は憲政が發展した必然的な結果であり」、

(51) 李步雲「憲政与中国」憲法比較研究課題組編『憲法比較研究文集（2）』（中国民主法制出版社、1993年）。

(52) 郭道暉「憲政簡論」法学雜誌1993年第5期。

(53) 程燎原「關於憲政的幾個基本理論問題」現代法学1999年第4期。

(54) 範進学「論憲政的概念」山東大学学报（哲学社会科学版）2003年第1期。

(55) 李龍=周葉中「憲法学基本範疇簡論」中国法学1996年第6期。

「人権保障は憲政の核心的価値であり最終目標である」と解する⁽⁵⁶⁾。また童之偉は、「憲政とは、憲法を根拠とし、人民の権利保障を趣旨とし、民主、法治を主要な内容とする政治制度である」とする⁽⁵⁷⁾。さらに鄒平学は、「憲政とは、憲法（立憲）を起点とし、民主を内容とし、法治を原則とし、人権を目的とする政治形態と政治過程である」と主張する⁽⁵⁸⁾。汪進元も四要素論を支持し、憲政の要素とは少なくとも憲法、権力の制限、法治と人権を含み、「そのなかで、憲法は前提であり、権力の制限は核心であり、法治は保障であり、人権は目的である」と解している⁽⁵⁹⁾。

（5）要素論に基づくその他の憲政概念

殷嘯虎と錢福臣は憲政のとは5つの要素を含むと主張するが、具体的な内容は同じではない。それぞれ「憲法、民主、権力の制限、法治と人権」⁽⁶⁰⁾と「法治、人民主権、民主、権力の分立均衡、人権」⁽⁶¹⁾である。

程華は、「憲政」とは6つの要素を含むと解する。すなわち、政府を制限するメカニズム、法治の原則、主権在民を前提とする民主、人権保障、市場の動員力と民衆の広範な参加、憲法を実施する制度である⁽⁶²⁾。

李林、肖軍擁は、現代の憲政に含まれている観点を7つの要素にまとめた。すなわち、人民主権、憲法が法律よりも上位にあること、人権を尊重し保障すること、権力機関が優位にあること、法に基づく行政、公正な司法、公権力の監督と制約である⁽⁶³⁾。

謝維雁は、憲政とは少なくとも10の内容を含む、と解する。すなわち、憲法が存在（成文でないものでもよい）、人民主権原則の確立、代議制の実行、法治原則の確立、憲法の最高性、政府の制限、人権保障を目的とすること、権力の分離と均衡の実現、違憲審査制の設置、正当な法律手続の原則の確立である⁽⁶⁴⁾。

(56) 胡錦光＝韓大元『中国憲法』（法律出版社、2004年）37頁。

(57) 童之偉『法権与憲政』（山東人民出版社、2001年）560頁。

(58) 鄒平学「憲政界定」法学評論1996年第2期。

(59) 汪、前掲註（39）。

(60) 殷嘯虎主編『憲法学』（上海人民出版社、2003年）147-152頁。

(61) 錢福臣『憲政哲学問題要論』（法律出版社、2006年）8-17頁。

(62) 程華「憲政的要素及發展模式」公安大学学报2002年第3期。

(63) 李林＝肖軍擁「中国憲法的憲政取向与缺失——基于中国現行憲法的文本分析」法律科学2003年第3期。

(6) 要素論に基づかない憲政概念

第一に、政治的理想或いは政治理念である。たとえば張千帆は、憲政とは「政治運営を法律化させる理念或いは理想の状態であり、政府のすべての権力行使は憲法秩序に組み込まれ、憲法の制約を受けることを要求する」と解する⁽⁶⁵⁾。

第二に、政治制度或いは政治体制論である。たとえば宋惠昌は、憲政とは現代の各国において現代の政治文明を反映している憲法を根拠として形成される政治体制である、と解する⁽⁶⁶⁾。これに対し陳永鴻は、このような制度論を取り上げるに値しない、と主張している。すなわち「仮に憲政を公民の基本的権利、普遍的で平等な選挙権、そして権力の分立均衡、代議制、政治権力の制限といったルールなどであるとすると、それは、実際には憲法の基本的な内容を明らかにしているのであって、憲政の内容を明らかにしているのではない。制度論が憲法と憲政の区別に混ざり合うことになるので、憲法現象を憲政概念とみなすことは憲政の内容を真に示すことにはならないのである」⁽⁶⁷⁾。

第三に、政治状態或いは政治過程である。たとえば秦前紅、葉海波は、「憲政」を「国家権力の良好な運営に関する政治思想、状態或いは過程である」と定義付けている⁽⁶⁸⁾。

第四に、政治形態論である。張友漁は、次のように解する。

いわゆる憲政とは、憲法で国家体制、政権組織、そして政府と人民の間の権利義務関係を規定することにより、政府と人民をこれらの規定のもとに置き、享受すべき権利を享受し、負担すべき義務を負担し、誰であってもこれらの規定に違反し逸脱することが許されないとすることで、行動を自由にするという政治形態である⁽⁶⁹⁾。

「立憲主義」と「憲政」の2つの概念の異同を分析することを通じ、韓大元は、「立憲主義は憲法実施を指導する様々な原理、すなわち権力分立、人権と

(64) 謝維雁「論憲政的徳性」探索2002年第2期。

(65) 張千帆『憲法学導論——原理と応用』（法律出版社、2008年）11頁。

(66) 宋惠昌「憲法原則与民主政治——試論我国社会主义憲政建設的基本途径」中共中央党校学報2007年第5期。

(67) 陳永鴻「憲政概念新探」法学評論2004年第2期。

(68) 秦前紅＝葉海波「論社会主义憲政」国家檢察官学院学報2004年第2期。

(69) 張友漁『憲政論叢（上）』（群衆出版社、1986年）100頁。

民主を反映する要素を主に強調する」が「憲政は憲法精神の実現過程と憲法秩序をより強調し、立憲主義憲法を運用する国家の政治形態、つまり憲政国家を通常指す」、と解する⁽⁷⁰⁾。陳永鴻は、憲政を国家権力が人民の意思を体現する憲法に基づき生み出され、その運用が規範化され、人間の全面的な発展に資する政治組織形態とみなした⁽⁷¹⁾。

第五に、政治憲政主義である。陳端洪は、次のように述べている。すなわち「法律憲政主義は、憲法による権利保障を重視し、裁判所〔法院〕を権利と憲法の保護者とみなす」が、「政治憲政主義は、政治を動的な過程とみなし、政治過程における様々な勢力の参加と共通認識の形成を重視している」。「両者の主張にはそれぞれ優劣があり、互いに補い合うべきであるが、国家は特定の時期にはどちらかを選択しなければならない」。彼は、現代の中国は「政治憲政主義の道」を歩まなければならない、と主張する。「『政治的』とは、先ず力ということである。社会的な原動力により推し進められる政治体制が存在し、その力が体制のなかに伝達され、内部の原動力に転換されなければならないのである。『政治的』とは『構造』ということである。いわゆる政治憲政主義とは、政治構造の内部の力と手続を用いて各権力部門の政治責任を遂行させることなのである」⁽⁷²⁾。

3 憲政概念の存廃に関する論争

世紀の転換期の中国では、民主的な法治を打ち立てる途上において、重大な進展がみられた。1999年には「法治」という文言が憲法に取り入れられ、2004年には「人権」、「政治文明」という文言が憲法に取り入れられた。これにより、社会に良好な影響もたらされ、憲法学者は、憲法学の発展に春が来たと思った。しかし、憲法学者が「憲政」と現代中国の政治文明の内在的な関係の研究に力を注いでいたとき、2004年から政治学界の一部の学者が「憲政概念不要論」を提起し、現在の中国の現実的な文脈のもとで「憲政」概念を使用することに疑問を持ち、反対し始めた。「憲政概念不要論」が提起された時期は最近であり、それを主張する学者も少なかったとはいえ、その影響力を軽視することはできず、法学界、とりわけ憲法学界の専門家は議論に参加したのであ

(70) 韓、前掲註(2)、13頁、胡ほか、前掲註56、37頁。

(71) 陳、前掲註(27)、16頁。

(72) 陳端洪「論憲法作為国家的根本法与高級法」中外法学2008年第4期。

る。

(1) 「憲政概念不要論」の主な主張と理由

陳紅太は、西側の自由主義とマルクス主義との比較を通じ、「憲政」について、その政治発展或いは政治体制改革の核心的目標がマルクス主義と鄧小平理論の民主的発展の基本原則から逸れているだけでなく、中国の政治関係と制度の現実を軽視し逸脱している、と主張する⁽⁷³⁾。彼は、「憲政思想の流れ」のなかの「憲政」論を2つに分け、第一に「民主憲政論」と「自由憲政論」の考え方にみられるように、「憲政」を普遍的な概念としている点が間違っていると考え、第二に、これらの実質は自由化することであり、「4つの基本原則」を否定し、少数の人間がこれを利用して中国共産党の指導と社会主義制度を否定することを企てていると考えたのである⁽⁷⁴⁾。

「民主憲政論」に対して、陳紅太は、7つの理由で反対する。

(1) 「民主憲政論」は、主に毛沢東と鄧小平の民主法制思想の影響を受けたものであるが、当時の歴史的条件と政治状況を結び付けずに、毛沢東と鄧小平の関連思想を理解している。

(2) 民主主義革命における憲政の理念は、ブルジョア階級が封建独裁専制勢力に反対するための有力な武器であり、積極的な成果である。毛沢東は、「新民主主義憲政」に代わり「人民民主独裁」を提起し、人民民主独裁の国家政権を打ち立てることが新中国の政治発展の目標である、とした。これは、時代交代のシンボルであった。ブルジョア階級独裁とブルジョア階級が封建独裁に反対する憲政制度も、この時代とともに終結し、歴史となったのである。

(3) 民主と法治は、コインの裏表のように必然的に生じるものではない。民主が体现するのは実質であり、法治が体现するのは形式である。両者を簡単に混同することはできず、さらには、法治を民主よりも高く掲げること、或いは法治が民主を包括し、或いは代替することはできないのである。

(4) 憲政或いは立憲主義は、特定の政治構造や状態についての理論的総括である。君主或いは資本の権力を統制する際には、法治の秩序を打ち立て、公共権力を掌握する政府に対して制限と制約を加えるべきなのである。

(5) 社会主義市場経済と憲政の間には、必然的な関係はない。これは、資

(73) 陳紅太「民主的制度化、法制化和憲政問題」中国特設社会主義研究2004年第1期。

(74) 陳紅太「關於憲政問題的若干思考」政治学研究2004年第3期。

本主義市場経済と憲政との関係とは異なるのである。

(6) 現在の学界では、単純に民主という意味で憲政を説明しているが、さらに民主、法治、自由と人権を網羅する「大憲政」の理念を採用して、人類の政治の発展過程における共通認識的な価値を包括することは難しい。

(7) 仮に「憲政は専制権力を制限する」という論理に基づくと、憲政を掲げることで、人々に中国政府の民主的性格に対して疑問を抱かせることになる。

また「自由憲政論」に対して、陳紅太は、同様に7つの理由で反対する。

(1) 自由憲政論者は、一般的に人権と民主の普遍性を論じるが、人権と民主の階級性を弱め、軽視している。

(2) 現在の中国が直面しているのは、政府の作為を制限する問題ではなく、政府の作為を転換する問題である。このため憲政は、中国が現在必要としている社会・政治の発展目標ではない。

(3) 二元的或いは多元的社会論の要点は、中国の政党制度の西側化であり、このような理論枠組みでなければ共産党の位置付けに関する問題を解決する方法がない、ということである。しかし、中国社会の未来の構造は、必ずしも国家と社会の二元分離的な社会になるわけではない。一極のもとで多元的な構造を形成することができるのである。

(4) 「中国は憲法を有するが、憲政を有していない」という主張は、検討に値する。しかし一方で、中国は、現代化した政治文明を有するだけでなく、西側を超えることができる現代民主モデルを創り出している。他方で、中国の独特な国情と歴史から出発したとしても、疑うべくもなく、中国は憲法において成果を挙げている。中国の憲法は民主的な憲法であり、中国では着実に憲法の原則と規範が成し遂げられ、政治生活の様々な側面において徹底されているのである。

(5) 自由憲政論者が仄めかしている論理は、人権が主権よりも価値が高いということである。しかし、自由主義に基づく個人の権利が優先するとの呼び掛けは、中国には適さない。中国は、発展中の大国である。中国が直面する問題は、総合的な国力を高め、経済を発展させ、人民の生活水準を高めていくことなのである。

(6) 一部の憲政論者は、中国の自由主義者による政教（政治と教育の……訳者注）分離論に呼応しているが、政教分離という見解は、社会実践を前にして全く実行することができない。

(7) 憲政問題の提起と議論は純粋な学術の問題ではないので、そこに存在する国際的な背景や政治的な企てに警戒しなければならない⁽⁷⁵⁾。

以上の陳紅太による主張は、次のようにまとめることができる。

(1) 「憲政」問題は、重大な政治問題であり、単純な学術的な問題ではない。

(2) 自由主義の憲政概念とマルクス主義の国家観は、根本的に対立するものである。

(3) 「自由憲政論」者は、中国の政体と法制度の設計に対して、おそらく極めて消極的な世論を形成するだろう。すなわち、共産党、社会主義、人民民主独裁及びマルクス主義は少しもよいところがない、ということである⁽⁷⁶⁾。

王一程は、「憲政」概念に反対する著名な政治学者である。彼は、論文を発表し、極少数の者による「中国で西側の自由主義憲政制度を実行する」という視点を批判し、中国の学界では「憲政」概念の使用について慎重な態度を示すべきである、と述べている。彼は、先ず過去三代の共産党指導者が「憲政」概念を使用しなかった原因を明らかにし、次に「社会主義憲政」と資本主義憲政の様々な差異を明らかにし、最後に「社会主義憲政」という概念の実質的な内容とその実施による得失を明らかにすべきである、と主張している⁽⁷⁷⁾。

謝毅は、マルクス主義の国家と法の基本原理から出発し、中国の現代の歴史とその基本的な経験を結び付け、次のように解する。すなわち「少数の者が喧伝するいわゆる民主憲政と現代憲政主義の背後にある真の意図は、中国で西側の方法、すなわち、ブルジョア階級の民主制度を実行すべきであるということであり、中国の国体、政体、政党制度そして国家構造の形式を根本的に改めるべきであるということである」。とりわけ「共産党の国家政権に対する指導を廃止し、法定されている共産党の執政党としての地位を廃止すべきである」ということなのである。彼は、現実の政治生活のなかに違憲の現象が存在していることを認めるが、西側の憲政主義ではこれを解決することができないと考える。彼は、西側の政治法律制度は参考になるが、真剣に見定めなければならない、と主張する。彼の結論は、抽象的な憲政・現代憲政主義が基本的な政治スローガンとしては適切ではなく、「抽象的な憲政・現代憲政主義という意味が不明確で、複数の解釈が容易であり、論争を引き起こし易く、思想的な混乱を

(75) 陳紅太「対兩種語境中憲政論的思考和回応」浙江学刊2006年第2期。

(76) 陳、前掲註(74)。

(77) 王一程「学習鄧小平理論の一点体会」当代中国史研究2004年第4期。

招く見解は使用する必要がない」ということなのである⁽⁷⁸⁾。

明らかに、これらの学者は、政治的・イデオロギー的な視点から憲政概念を理解している。このほかに、憲法学者の劉茂林も「憲政」概念の使用に対して慎重な態度を示している。彼は、自ら著した『中国憲法導論』のなかで、「憲政」概念の使用が少ないことの理由を、3つの側面から説明する。まず、憲政の核心的な問題は、政治学の視点からみると、国家権力、人権と公民の権利に関するものである。これらは、憲法と密接な関係にあるが、憲法学の視点や理論の重点とは区別されるものである。次に、憲法学の視点からみると、「憲政」及びその理論に対応するのは近代憲法、すなわち政治法であって、現代憲法の内容を包含することができない。最後に「憲政」を生み出す文化からみると、憲政は西洋文化の産物であり、独特な価値、文脈、言語を有するが、中国において、憲法及びその理論は既に特定の文脈を有し、自己の言語体系を形成している⁽⁷⁹⁾。

(2) 「憲政概念継続使用論」からの回答

「憲政概念継続使用論」は、憲政概念を現代中国で広範に使用することに賛成する。わが国の学界についていうと、「憲政概念継続使用論」者は、広い範囲に及ぶ巨大な集団になっている。「憲政概念不要論」に対して、法学界とりわけ憲法学界の多くの著名な学者は、続々と論文を執筆し、憲政概念を直接的或いは間接的に肯定している。たとえば、陳紅太が提起した「憲政は中国の政治発展の歴史と現実における選択ではない」、「党と政府は正式文書と指導者の公開演説のなかで憲政を使用することをできる限り避けるべきである」という主張⁽⁸⁰⁾に対して、付建明は反論を加えている。彼は、このような見解が一般と特殊の関係を混同し、「憲政を西側の三権分立と多党競争を主な特徴とする憲政体制と同一視している」と解する。そして彼は、市場経済の普遍性を踏まえ、憲政の理念と実践が西側資本主義国家に由来することを理由として、憲政の普遍性を断固否定すること、さらには憲政と社会主義的民主の共生性を否定することには全く理由がない、と述べるのである⁽⁸¹⁾。

(78) 謝毅「能不能把“憲政”作為我国的基本政治概念」政治学研究2004年第3期。

(79) 劉茂林『中国憲法導論』（北京大学出版社、2005年）55頁。

(80) 陳、前掲註（74）。

(81) 付建明「当代世界憲政發展趨勢与新時期中国憲政建設的基本走向」四川行

華東政法大学が主宰する『法学』は、2007年第3期に、周其明による「憲政の正当性概論」という論文を掲載した。この論文は、「憲政概念不要論」の主要な見解を5つにまとめ、それぞれに対して反論を加えている。

「憲政」が資本主義の専売特許であるとの見解に対し、周其明は、次のように反論する。憲政の内容を民主、法治、人権とみなすことは、憲政の階級性を否定することではない。建国後「憲政」は、党と政府の公式文書のなかに少ししか表れてこなかったが、このことに基づき、わが国が憲政の思想を放棄したと結論付けることはできない。

「憲政」概念が既に時代遅れではないかとの疑問に対し、周其明は、次のように強調する。独裁は革命の概念であるが、「憲政」は統治の概念である。革命は、社会の常態ではない。「人民民主独裁」から「憲政」への過程は革命から統治に向かっていく必然的な趨勢なのである。

「憲政を行うことは、中国共産党の指導を廃止することである」との見解に対して、周其明は、次のように指摘する。この見解は、「憲政概念不要論」の注目すべき点であり、非常に敏感であるが、少なくとも2つの点を軽視している。現行憲法は共産党の指導のもとで制定されたものであり、そこには共産党の指導も規定されているということである。

「憲法及びその理論を憲政及びその理論に代替する」との見解に対し、周其明は、「憲政」概念の発展性、すなわち憲政が、憲法を実施する政治形態として、「近代憲法」、「現代憲法」の二者に対応できることを軽視している、と反論する。

「西側の政治理論としての憲政は、政治思想の混乱を引き起こしやすい」との見解に対し、周其明は、「憲政」の意味はおおよそ確定しており、「公民の権利の保護と国家権力の統制」である、と考えている。相対的にいうと、わが国の社会主義民主と社会主義法治は依然として模索のなかにあり、「憲政」という見解を使用することは、まさに人々の思想の混乱を解消し、統治理念の曖昧さを避けることができるのである⁽⁸²⁾。

こうした『法学』2007年第3期に掲載された周其明の「憲政の正当性概論」は「憲政概念不要論」批判の序幕にすぎず、山場は、2008年に2回連続で掲載された「憲政理念を強化し社会主義憲政事業を推進する」と題する特集であっ

政学院学報2005年第3期。

(82) 周其明「憲政正当性論略」法学2007年第3期。

た。「憲政理念を強化し社会主義憲政事業を推進する(上)」には、何勤華、李歩雲、韓大元、任進、周永坤、周偉、楊海坤、杜力夫、文正邦といった9名の著名な学者が文章を執筆し、「憲政理念を強化し社会主義憲政事業を推進する(下)」には、王立民、莫紀宏、周葉中、林峰、董茂雲、喻中、鄒平学、童之偉、董和平、秦前紅、鄭賢君、朱福恵、程潔といった13名の著名な学者が文章を執筆した。

特集の編者前書は、その冒頭で「憲政概念不要論」に対して批判を行い、「憲政概念不要論」が「わが国社会の大衆と法律と政治に関わる高位者を長期的に誤った方向に導き」、「わが国の憲法の実施について、過小評価をしてはならない負の影響を及ぼした」と述べている。そして前書は、呉邦国委員長が2008年の「全国人民代表大会常務委員会活動報告」において「憲政」という単語を取り上げ、「憲政という見解を改めて肯定した」と述べている。

続く22件の論文において、学者たちは、多方面から「憲政概念不要論」を批判した。たとえば李林は、「憲政」を社会主義にあるべき正義であるとみなし、「憲政」が社会主義と対立し、「社会主義憲政」が「4つの基本原則」の堅持と対立するという点に反対した。そして、市場経済に「資本主義であるか〔姓資〕」、「社会主義であるか〔姓社〕」という問題がないことと同様に、「憲政」も、資本主義の専売特許ではないと述べ、社会主義は、資本主義よりも優越性、真実性を有する「憲政」を備えることができるどころか、備えなければならないのである、と主張する。さらに彼は、毛沢東の言行を、中国の特色を有する社会主義憲政の概念を採用するか否かを決定する唯一の基準とすることに反対した。中国の特色を有する社会主義憲政概念を採用するか否かは、新しい世紀、新しい段階、新しい状況の現実から出発して、時とともに次第に発展すべきなのである⁽⁸³⁾。

また莫紀宏は、「理論上『憲政』概念がわが国の現在の政治状況に合わない」と総じていうことは、公平ではない」と主張する。主観的にいうと、政治制度が異なれば、憲政の理解と受容は同じではないが、客観的にいうと、憲政問題は我々が身を置く時代の政治文明の状況と緊密な関係を有するので、憲政は人類の文明の産物として必然性を有するのである。彼は、「憲法の政治」が「憲政」であるという「堅実な学術命題」に基づき、憲法があれば「憲政」の観念

(83) 李林「高举社会主義憲政旗幟推進中国特色民主法制建設」法学2008年第3期。

は不要であるとの見解に対して、学術的に立脚するものではなく、実践における損害も深刻で、「違憲」の故意があると指摘し、「憲政概念不要論」に対して、学術的な視点としての十分な証拠に欠け、「法に基づき国を治める」ことの遂行と貫徹を理論的にも実践的にも妨げることになりかねないと批判する⁽⁸⁴⁾。

とりわけ注目すべきは、人格高潔で名声が高い許崇徳先生である。中国法学会憲法学研究会の名誉会長として、彼は「憲政は法治国家のあるべき正義である〔宪政是法治国家应有之义〕」と「憲政という単語を見分ける〔宪政词辨〕」という論文を執筆し、「憲政概念不要論」に対して体系的な批判を行った。

彼は、極端な革命の様相で、反「西側化」の旗を掲げる極「左」の思想傾向が憲法の尊厳とその実施を脅かす、と指摘する。

「人民民主独裁を憲政の代わりにする」という視点について、許は2つの側面から批判を展開する。第一に、概念自体に内在する意味に着目すると、「人民民主独裁」は政権の性質を示すものであり、重視するのは国体の問題であるが、「憲政」は憲法を制定し実施することを示すものであり、重視するのは統治方法の問題である。両者に代替関係は存在しないのである。第二に、歴史上の出来事の時間的な順序に着目すると、人民民主政権の思想は1935年の「日本帝国主義の策略に反対することを論じる〔论反对日本帝国主义的策略〕」という文章に最も早くみられたが、「憲政」という単語は1940年の「新民主主義の憲政〔新民主主义的宪政〕」という文章に現れた。従って、先に提起された「人民民主独裁」を、逆に、後から提起された「憲政」の代わりにすることはできないのである。

「毛沢東は、その後憲政という言い方を使用することがなかった」という見解について、許は、1954年の「中華人民共和国憲法草案に関する報告〔关于中华人民共和国宪法草案的报告〕」が「憲政」について言及していることこそ、毛沢東が建国後に「憲政」という言い方を放棄していないことの証拠であると解する。この報告は、毛沢東が指示を与えて書かれたものであり、憲法起草委員会主席として、毛沢東がこの報告について真剣に議論したからである。許は、さらに次のように指摘する。たとえ毛沢東が「憲政」という言い方を使用しなくなったとしても、毛沢東が他の人々によるその使用を許さなかったことを証明することはできない。たとえ毛沢東が「憲政」という言い方を使用しないと表明したとしても、他の人々或いは後世の人々によるその使用を禁止する

(84) 莫紀宏「用“搞憲政就是搞科学”敵定位来看憲政」法学2008年第4期。

ことはできないのである⁽⁸⁵⁾。

「憲政の提起は、当時の歴史的条件に対応していただけである」という見解について、許は、重要で権威のある著作のなかの基本概念と原理とは永久不変のものである、と解している。

「憲政を行うことは西側化することである」という見解について、許は、一般的な言い方は不公平であり、社会主義憲政の存在を軽視していると指摘する。

「社会主義憲政と社会主義民主政治は、意味が重複している」という見解について、許は、次のように答える。「社会主義政治文明」も、それらと同義語である。3つの語句の共存ができないことはない。

この他に許は、「憲政」と「社会主義憲政」の意味を正面から述べ、憲政の理論的問題を政治問題とする態度に批判を加えている⁽⁸⁶⁾。

「憲政概念継続使用論」に舞台を提供するのは『法学』に限らず、「憲政概念不要論」に反対する者も上述の学者に限られない。たとえば尤俊意、呉天昊は、次のように指摘する。或る人は、観念上、憲政を西側資本主義の言語体系、政治哲学、価値追求に纏め上げ、社会主義と対立させている。このような誤解は解かなければならない。すなわち「第一に、我々は、社会主義と資本主義の絶対的な対立の思考から解放されるべきである」。第二に、憲政は、権力に対する権利の関係の定義付けを通じて、国家権力の行使を規範化し、公民の権利を保障し、上部構造の調整を実現することで、経済基盤の要求に適應することである。これは、社会主義と矛盾しないのみならず、社会主義の必然的な要求なのである。第三に、共産党の過去3代の指導者による社会主義の民主的な法制度に関する多方面に渡る、多様な観点に基づく見解、そして共産党第15回大会、第16回大会、第17回大会の報告における議論は、全て憲政が求めている具体的な表現なのである⁽⁸⁷⁾。

(3) 憲政概念の存廃に関する論争に対する評価

憲政概念の存廃に関する論争は、2004年に始まり、2008年に最も高まった。それは、60年の間で真に意義のある、大規模で、鋭く対立した理論的な駆け引きであり、中国憲法学の歴史に濃密な一頁を残した。論争への参加主体からみ

(85) 許崇徳「憲政是法治国家应有之義」法学2008年第2期。

(86) 許、前掲註(44)。

(87) 尤俊意=呉天昊「憲政問題」黒龍江社会科学2008年第2期。

ると、「憲政概念不要論」者は少なく、「憲政概念継続使用論」者が多かった。「憲政概念継続使用論」者は「憲政概念不要論」者よりも氣勢を揚げていたが、「憲政概念不要論」者の影響力は「憲政概念継続使用論」者のそれよりも弱くなかった。

そして、以下の3点は、肯定することができよう。

第一に、「憲政概念継続使用論」者のなかには、憲法学者ばかりか、法理学者、法制史学者もおり、古参の憲法学者ばかりか、中堅・若年の憲法学者もいた。彼らは学術的な信念を固く守り、憲法学の発展方向と前途に関わる重大な論争に果敢に参加し、貴い学術的精神を表し、専門性、開放性、持続可能性を有する憲法学術共同体を形成したのである。

第二に、「憲政概念不要論」者は、学術問題を政治化する傾向にあったが、「憲政継続使用論」者は、大規模に反撃を加えることができた。しかも「憲政」は、50年余りの時を経て国家の重要文献のなかに再び現れてきているのである。呉邦国委員長は2005年と2008年の「全国人民代表大会常務委員会活動報告」のなかで「憲政」という単語を明確に使用している。そこでは、中国の憲法学理論と憲政実践の進歩は時代の変化と社会の変遷を反映している、と述べられた。彼は、「憲法改正により『三つの代表』という重要思想が国家の政治生活と社会生活のなかで指導的な地位にあることを確立し、共産党第16回大会で確定した重大な理論的観点と重大な方針・政策が憲法の形式を以って固定され、全党全国各民族の人民の共通の願いが反映されたことは、わが国の憲政史上の重要な一里塚であり、重大な現実的意義と深遠な歴史的意義を有する」と述べている⁽⁸⁸⁾。中国共産党中央委員会による憲法の一部内容の改正に関する提案に基づき、憲法改正案を審議し採択し、「三つの代表」という重要思想が国家の社会生活のなかの指導的地位にあることを確立し、共産党第16回大会で確定した重大な理論的観点、重大な方針・政策が憲法に記載され、憲法において、国家が人権を尊重し保障し、法に基づき公民の財産権と相続権を保障することが明確にされた。これは、党の主張と人民の意思の統一を十分に表しており、わが国の憲政史上重要な一里塚となったのである⁽⁸⁹⁾。

第三に、改革開放30周年であり、新中国成立60周年の前年である2008年に、

(88) 呉邦国「全国人民代表大会常務委員会工作報告——2005年3月9日在第十届全国人民代表大会第三次會議上」人民日報2005年3月17日第1面。

(89) 呉邦国「全国人民代表大会常務委員会工作報告——2008年3月8日在第十一届全国人民代表大会第一次會議上」人民日報2008年3月22日第1面。

憲法学者の尚需花は、憲政概念には継続して使用する価値があることを論証した。中国憲法学の社会的基盤は弱いので、憲法教育を強化し改善し続け、憲法学の研究水準を高め、憲法学の理論の焦点を絞り、説得力を増していくことが、一刻の猶予もなく、実行されなければならない。憲法学の繁栄のためには、重い任務を背負い、遠い道のりを行かなければならないのである。